

## 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（抜粋）

平成10年4月8日付け10水漁第945号  
農林水産事務次官依命通知  
最終改正 令和4年3月29日付け3水港第2964号

### （趣旨）

第1 我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

### （通則）

第2 水産関係民間団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の対象及び補助率）

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1の事業実施主体の欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）が行う別表1の事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。ただし、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業、沖縄漁業基金事業及び水産業競争力強化緊急事業にあつては「基金事業」という。以下同じ。）を実施するために必要な経費のうち、補助金（交付金を含む。以下同じ。）交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表1に掲げるところによる。

### （流用の禁止）

第4 別表2の区分の欄に掲げる補助金を相互に流用してはならない。

### （事業実施計画）

第5 水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成、実施等に必要の手続について、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、前項に準じて行うものとする。

### （事業造成資金等の造成）

第6 事業実施主体は、次の表の左欄に掲げる基金事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金を造成するものとする。

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 事業実施主体は、基金の管理については、第1項から第4項までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

(申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第10 事業実施主体は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第11 事業実施主体は、補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）の一部を第三者に委託する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に遅滞なく届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第12 事業実施主体は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（補助金額の増額を伴う変更を含み、第14に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更（第14に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更
- (2) 別表2の経費の欄に掲げる経費の相互間の増減

(事業遅延の届出)

第15 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第16 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5-1号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。

ただし、第17で定める別記様式第5-3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第17 補助金の支払は精算払とする。ただし、事業実施主体が、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5-2号又は別記様式第5-3号の概算払請求書を大臣及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 事業実施主体は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(基金の支払)

第18 事業実施主体は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金、沖縄漁業基金及び水産業競争力強化基金の支払を受けようとするときは、別記様式第6号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき(第13第1項第3号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日(経営体育成総合支援事業、漁業担い手確保緊急支援事業及び水産業労働力確保緊急支援事業にあっては、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月以降に国が事業実施主体に補助金を支出しない場合に限り、補助金の交付の決定があった年度の翌年度の6月30日)までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

#### （基金事業の実績報告）

第20 事業実施主体は、基金の造成が完了したときはその日から1か月を経過した日又は基金事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第10号による基金造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第21 大臣は、第19第1項又は第20の規定による報告を受けた場合には、その職員に実績報告書又は基金造成完了報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行わせ、その報告に係る補助事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 事業実施主体は、第42の規定により、補助金等を国に返納する場合には、別記様式第11号により、当該返納に係る額を、大臣の承認を受けて、国庫に返納しなければならない。

#### （海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

第22 大臣は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について事業実施主体に対して検討を求めることができる。

2 事業実施主体は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第19第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第19第4項に準じて大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

#### （額の再確定）

第23 事業実施主体は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第21第2項及び第4項の規定は前項の場合に準用する。なお、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して延滞金を徴するものとする。

#### （特許権等の取得報告等）

第24 事業実施主体は、補助事業等の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するため

の取組をとるとともに、別記様式第 12 号の特許権等出願届出書を大臣に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第 13 号の特許等取得届出書を大臣に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第 1 項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の取組については、水産庁長官が別に定めるところによる。

#### (交付決定の取消等)

第 25 大臣は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第 26 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第 27 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 7 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 9 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
  - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第28 事業実施主体は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第29 事業実施主体は、補助事業により相当の収益を生じたときは、水産庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

- 2 前項による報告があった場合、その他事業実施主体に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと水産庁長官が認定したときは、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金の額を限度とする。

(補助金の経理)

第30 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第14号の財産管理台帳その他関係書類を整備して保管しなければならない。

- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

第31 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるものに対して交付するとき及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第32 事業実施主体は、本要綱の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本要綱の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。

3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示、命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

- 4 事業実施主体が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第33 事業実施主体は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7、第11、第13から第16まで、第19、第22から第26まで及び第28から第30までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令において期間の定めが規定されていない財産にあっては当分の間）においては、事業実施主体の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による間接補助金の交付の決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。

2 事業実施主体は、地方公共団体である間接補助事業者が補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第15号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

3 事業実施主体は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 事業実施主体は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第9による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。

5 事業実施主体は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 事業実施主体は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

#### (基金の基本的事項の公表)

第34 事業実施主体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

#### (基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第35 事業実施主体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、貸付け等を行う基金事業にあっては貸付け等の残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

#### (使用見込みの低い基金の返納)

第36 事業実施主体は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(基金の区分経理等)

第 37 事業実施主体は、基金事業の経理について、他の基金及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(基金の他用途使用の禁止)

第 38 基金は、別表 1 に掲げる各基金事業の経費の欄に記載する用途以外に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第 39 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第 40 事業実施主体は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第 7、第 11、第 13 から第 16 まで、第 19、第 22 から第 26 まで、第 28 から第 30 まで及び第 38 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱に従うべきこと。

(2) 助成金等の交付を受けた民間事業者（以下「助成事業者」という。）が当該助成金等により実施する事業（以下「助成事業」という。）により取得した財産のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令において期間の定めが規定されていない財産にあっては当分の間）においては、事業実施主体の承認を受けずに、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがある。

2 事業実施主体は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 事業実施主体は、第 1 項第 3 号により助成事業者から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、事業実施主体は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第 41 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金事業を行う事業実施主体に対し、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、当該基金事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

(補助金等の返納)

第 42 水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、国に返納するものとする。

(報告)

第 43 事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあっては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

(指導及び助言)

第 44 国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。



(漁獲量等の報告及び資源管理の取組)

第45 別表1に定める事業のうち、次に掲げる事業の利用者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(1) 水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(2) 水産業競争力強化緊急事業のうち競争力強化型機器等導入緊急対策事業

2 前項に掲げる事業の利用者は、漁業法（昭和24年法律第267号）第124条に基づく認定協定の実施など、資源管理の取組を行うものとする。

(その他)

第46 この事業の実施につき必要な事項は、本要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

1 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

(1) 水産資源保護事業費補助金交付要綱（昭和38年5月14日付け38水漁第3245号農林事務次官依命通知）

(2) 栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱（昭和48年8月17日付け48水研第110号農林事務次官依命通知）

(3) 漁場油濁被害対策費補助金交付要綱（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）

(4) 漁業新技術開発事業費補助金交付要綱（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）

(5) 漁業振興事業費補助金交付要綱（昭和60年9月5日付け60水研第1108号農林水産事務次官依命通知）

(6) 栽培漁業事業化総合推進事業費補助金交付要綱（昭和61年4月24日付け61水振第1302号農林水産事務次官依命通知）

(7) 特定海域栽培漁業定着強化事業費補助金交付要綱（平成2年6月7日付け2水振第1193号農林水産事務次官依命通知）

(8) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業費補助金交付要綱（平成4年4月9日付け4水振第1255号農林水産事務次官依命通知）

(9) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水漁第1855号農林水産事務次官依命通知）

(10) 沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第3号農林水産事務次官依命通知）

(11) 内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第1027号農林水産事務次官依命通知）

(12) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業費補助金交付要綱（平成6年7月13日付け6水研第199号農林水産事務次官依命通知）

(13) 水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成8年5月10日付け8水漁第638号農林水産事務次官依命通知）

(14) 漁況海況情報サービス費補助金交付要綱（昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知）

2 平成9年度予算に係る、廃止前の地域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域漁業活性化構造改善事業、同美しいむらづくり対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しいむらづくり対策事業、同漁港高度利用活性化対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知）に基づく漁港高度利用活性化対策事業、同沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水漁第1854号農林水産事務次官依命通知）に基づく沿岸地域流通加工機能強化対策事業、同水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領

（平成8年5月10日付け8水漁第639号農林水産事務次官依命通知）に基づく水産物流通加工基盤強化対策事業、同内水面活性化総合対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知）に基づく内水面活性化総合対策事業、同さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知）に基づくさけ・ます魚道整備事業及び同栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）に基づく栽培漁業総合振興基盤整備事業であって、その実施が平成10年度以降に繰り越されたものについては、沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱、沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱、水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱、栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱及び内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱は、1の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

- 3 平成13年度補正予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 4 平成14年度予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成17年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 6 平成19年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 7 平成20年度予算に係る改正前の別表1の2の(1)のイの(オ)に規定する養殖用飼料高騰緊急対策事業及び2の(1)のオの(イ)に規定する余剰施設処理支援費については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 平成21年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業費補助金交付要綱(平成20年3月31日付け19水管第2694号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 漁場機能維持管理事業費補助金交付要綱(平成21年5月29日付け21水管第483号農林水産事務次官依命通知)
  - (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金交付要綱(平成21年3月27日付け20水管第2659号農林水産事務次官依命通知)
  - (4) 魚価安定基金造成事業費等補助金交付要綱(平成14年4月1日付け13水漁第2806号農林水産事務次官依命通知)

附 則

平成22年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則(平成25年5月16日付け25水港第191号)

- 1 平成24年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱(平成17年4月1日付け16水漁第2542号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 漁協経営基盤強化推進事業費補助金交付要綱(平成22年3月30日付け21水漁第2962号農林水産事務次官依命通知)
  - (3) 漁協資金融通円滑化事業費補助金交付要綱(平成22年3月30日付け21水漁第2973号農林水産事務次官依命通知)
- 3 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則(平成26年2月6日付け25水港第2653号)

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日付け25水港第3060号)

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策費補助金交付要綱(平成15年1月30日付け14水漁第2318号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月3日付け26水港第2786号)

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け26水港第3237号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 3 この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第4029号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月28日付け27水港第2061号）

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日付け27水港第2616号）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3192号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業補助金交付要綱（平成23年3月31日付け22水漁第2458号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 4 この通知の施行の際、既に造成されている担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第8の規定に準じて運営するものとする。

附 則（平成28年10月11日付け28水港第2193号）

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月28日付け28水港第3255号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成28年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、既に造成されている損失及び買取資金貸付事業資金については、第8及び第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成30年2月1日付け29水港第2486号）

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日付け29水港第3091号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成29年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日付け30水港第3192号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

（1）漁業経営基盤強化金融支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月29日付け27水漁第1896号農林水産事務次官依命通知）

- (2) 漁業関係資金利子助成事業費補助金交付要綱(平成28年3月29日付け27水漁第1904号農林水産事務次官依命通知)
  - (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金交付要綱(昭和56年5月7日付け56水漁第2269号農林水産事務次官依命通知)
  - (4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業補助金交付要綱(平成29年9月1日付け29水漁第2454号農林水産事務次官依命通知)
- 3 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年1月30日付け元水港第1695号)

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月27日付け元水港第1777号)

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月30日付け2水港第178号)

この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則 (令和2年6月9日付け2水港第883号)

この通知は、令和2年6月9日から施行する。

附 則 (令和2年6月12日付け2水港第889号)

この通知は、令和2年6月12日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日付け2水港第2107号)

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年3月26日付け2水港第2279号)

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年12月20日付け3水港第2044号)

この改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日付け3水港第2964号)

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に実施要領の規定により行うこととされている令和3年度以前の予算に係る事業については、なお、従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、既に造成されている担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調

整事業助成資金に係る基金、損失および買取資金貸付事業資金に係る基金及び沖縄漁業安定基金については、第6及び第34から第41までの規定に準じて管理・運営するものとする。

別表 1 (第3及び第14関係)

分類	事業	経費	事業実施主体	補助率	事業実施期間	重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容変更
1. 水産資源の回復	1. 新たな資源管理システム構築促進事業 (1) 国際資源の管理体制構築促進事業	1. 新たな資源管理システム構築促進事業費 (1) 国際資源の管理体制構築促進事業費 ア 政府間協定等に基づく民間協議支援事業費 民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。）における協調した資源管理を推進するための協議、民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、関係水域における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、これらに関する調査、事故・紛争の早期解決及び未然防止に関する協議、事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成並びに事故の未然防止に関する指導を行うために必要な経費 イ 国際漁業戦略的連携促進事業費 米国、EU等の主要国の漁業政策、主要国が各RFMO（「地域漁業管理機関」をいう。以下同じ。）又は関係国に対して実施しようとする措置の動向を含むIUU漁業（「違法・無報告・無規制漁業」をいう。以下同じ。）対策等に関する情報収集・分析及び水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、PSM協定（違法漁業防止寄港国措置協定をいう。）への加入促進を含むIUU漁業対策に係る共通の立場を醸成するため、国際会議等において情報発信及び働きかけを行うために必要な経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定額	令和3年度から令和6年度	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
	(2) 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業	(2) 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業費 ア 自主的資源管理に係る調査・分析費 資源管理計画から資源管理協定への移行、自主的資源管理措置の適切な評価・検証及び高度化のための科学的な調査・分析等に要する経費 イ 自主的資源管理に係る協議会等開催費 自主的資源管理措置の高度化等を目的とする漁業者協議会、漁業者への普及等を目的とする講習会並びに調査に係る計画の策定及び調査結果の分析を目的とする検討会の開催に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定額	令和3年度から令和6年度		
	(3) IQ導入に向けた取組支援事業	(3) IQ導入に向けた取組支援事業費 IQ（「個別漁獲割当て」をいう。以下同じ。）方式による管理又はIQ方式と他の方式を組み合わせた管理に係る措置に関し、当該措置の導入事例を対象とした、その効果及び導入に向けた課題と改善策の検討に係る調査・分析等を行うために必要な経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定額	令和3年度から令和6年度		
	(4) 遊漁船管理対策推進事業	(4) 遊漁船管理対策推進事業費 ア 遊漁講習会等検討委員会事業費 遊漁船業者等講習会事業、指導員育成派遣指導事業、遊漁船業実態調査事業及び漁場環境保全活動事業の実施内容を検討する会議の開催に要する経費 イ 遊漁船業者等講習会事業費 遊漁船業者等に対し、資源管理、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会の開催に要する経費 ウ 指導員育成派遣指導事業費 遊漁者に対し、資源管理、遊漁の安全及び遊	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定額	令和3年度から令和6年度		

		イ 漁場油濁被害対策専門家派遣事業 防除作業等の専門家を確保・育成し、 要請に応じ、現地に専門家の派遣等を行 うのに要する経費				
	8. 漁場環境改善推進事業 (1) 栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発 (2) 赤潮及び貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発	8. 漁場環境改善推進事業費 (1) 栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発費 栄養塩の低下により、ノリやワカメ等の色落ち被害が発生するおそれのあるノリ等の海藻養殖場がある海域における、漁場生産力低下の原因解明と漁場改善技術の開発及び開発した漁場改善技術手法を用いて、効果的な栄養塩供給手法の実証試験を行うのに要する経費 (2) 赤潮及び貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発費 赤潮・貧酸素水塊の発生状況の適切な把握と予察のため、水温、塩分、クロロフィル、濁度、溶存酸素等を連続観測できる装置及び広域の水質データを効率的に収集・公表できるシステムの設計、試作組立、性能試験等及び赤潮・貧酸素水塊が頻繁に発生している海域において、製作した連続観測装置等の実証試験を行うのに要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定額	平成30年度から令和4年度	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減
	9. 北海道赤潮対策緊急支援事業 (1) 漁場環境改善緊急対策事業	9. 北海道赤潮対策緊急支援事業費 (1) 漁場環境改善緊急対策事業費 ア 広域モニタリング技術の開発費 北海道において、赤潮原因プランクトンの発生等を早期に捉え漁業被害を軽減するため、水温、塩分、クロロフィル、溶存酸素などを観測できるモニタリング機器の導入及び整備、観測精度の向上に必要な実証試験、モニタリング計画の策定等を行うのに要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定額	令和3年度	
	10. さけ・ます漁業協力事業 (1) 日口漁業協力資金の造成 (2) 日口漁業協力事業の実施	10. さけ・ます漁業協力事業費 (1) 日口漁業協力資金(ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な資金をいう。)の造成に要する経費 (2) 日口漁業協力事業の実施に必要な経費	太平洋小型さけ・ます漁業協会	3/4以内  定額	昭和53年度から	補助金の額の変更
2. 漁業経営の安定	1. 水産金融総合対策事業 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業 (2) 漁業関係資金利子助成事業 (3) 漁業経営維持安定資金	1. 水産金融総合対策事業費 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費 経営改善漁業者が経営の改善のために定めた目標を達成するため及び自然災害等の影響を受けた漁業者等が災害復旧等を図るために借入れる株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)が融資する資金及び漁業近代化資金等の利子助成に要する経費 (2) 漁業関係資金利子助成事業費 漁船・養殖施設整備等利子助成事業(平成27年度限り)により利子助成金の交付決定を受けた資金のうち、利子助成期間が終了していない事業について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費 (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業費 農林水産大臣の認定を受けた漁業経営再建	公益財団法人農林水産長期金融協会  全国漁業協同組合連合会  日本かつお・まぐろ漁業協同組	定額  定額  定額	平成31年度から令和6年度  昭和51年度から	

利子補給等補助事業	計画を実施する中小漁業者に対して行う利子補給に対する助成に要する経費	合、全国漁業協同組合連合会				
(4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業	(4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費 経営改善漁業者が漁業経営改善のための措置を行う際に借り入れる低利の運転資金である漁業経営改善促進資金に係る基金協会が行う預託資金の借入れに対する利子補給に要する経費	漁業信用基金協会	定額	平成31年度から令和6年度		
(5) 漁業者保証円滑化対策事業	(5) 漁業者保証円滑化対策事業費 ア 回収金減少支援事業費 積極的な設備投資等を行う環境の整備や浜プランの実行を図るため、基金協会が保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る保証を積極的に引き受けられるよう、当該保証に係る代位弁済により取得した求償権の償却に要する経費として積み立てる特別準備金への繰入れに充てる資金について基金協会への助成に要する経費 (ア) 設備資金に係る保証 (イ) 運転資金に係る保証 (ウ) 特定災害資金に係る保証 イ 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業費 漁業者等について基金協会が平成22年度までに引き受けた漁業緊急保証対策事業に係る保証に対し、漁業緊急保証対策保証支援事業及び漁業緊急保証対策保証料助成事業の不足額の助成に要する経費 ウ 漁業経営改善保証円滑化事業費 経営改善漁業者等の設備投資後の負担を軽減し、その改善計画の実現を促進するため、基金協会に支払う保証料の助成に要する経費	漁業信用基金協会	定額	平成31年度から令和6年度	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減	
(6) 中小漁業関連資金融通円滑化等事業	(6) 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 ア 中小漁業関連資金融通円滑化事業費 漁業者等について漁業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）が平成21年度までに引き受けた保証に対し、基金協会が積み立てる求償権償却引当金等の費用の一部を助成する以下の事業に要する経費 (ア) 経営改善等支援事業費（一般型） (イ) 漁業・地域維持対策事業費 イ 漁業運転資金融通円滑化対策事業費 基金協会が平成21年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部の助成に要する経費	漁業信用基金協会	定額	平成31年度から令和6年度	本事業に係る全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減
2. 漁協経営基盤強化対策支援事業 (1) 経営基盤強化等支援事業 (2) 金融助成事業 (3) 管理運営事業	2. 漁協経営基盤強化対策支援事業費 (1) 経営基盤強化等支援事業費 ア 経営基盤強化支援事業費 県域で定める合併基本方針に基づく合併等を目指している漁協、販売事業の強化等により収益性の向上を目指している広域合併漁協や合併をこれから検討する漁協間での事業連携の取組を行う漁協等に対し、経営コンサルタント等の外部専門家による事業計画の策定支援や合併に向けた県域内の漁協の現状分析、漁協系統役員に対する研修会等を実施するために要する経費 イ 公認会計士監査導入円滑化事業費 公認会計士監査に円滑に対応できるようにするため、漁協等の監査コストの低減を図るための取組や制度周知のための説明会の取組	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定額	令和4年度から令和6年度（ただし、(2)アの事業、(2)イ(ア)及び(イ)a及びbの事業並びにウの(ア)及び(イ)の事業については、水産庁長官が	1. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の30%を超える増減 2. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費から(3)の経費への増	



別表 2 (第4及び第14の関係)

区 分	経 費
1 水産資源回復対策事業 (1) 漁業協定等実施費補助金	新たな資源管理システム構築促進事業費 国際資源の管理体制構築促進事業費
(2) 海洋水産資源開発費補助金	1 漁業資源調査等事業費 (1) 水産資源調査・評価推進事業費 (2) 漁業取締体制整備推進事業費
(3) 水産資源回復対策事業費補助金	1 水産資源回復対策推進指導費 (1) 新たな資源管理システム構築促進事業費 ア 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業費 イ IQ導入に向けた取組支援事業費 ウ 遊漁船管理対策推進事業費 エ 定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業費 (2) 漁獲情報等デジタル化推進事業費 ア 漁獲情報デジタル化推進事業費 イ 水産流通適正化制度における電子化推進対策事業費 2 水産資源回復対策推進事業費 (1) 水産増養殖等振興対策費 ア 水産増養殖等振興対策事業費 (ア) 新たな資源管理システム構築促進事業費 a さけ・ます等栽培対象資源対策事業費 (a) 種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業費 (b) さけ・ます放流体制緊急転換事業費 (イ) 養殖業成長産業化推進事業費 a 養殖業成長産業化行動計画推進事業費 b 真珠産業海外展開強化事業費 c 錦鯉養殖業振興事業費 (ウ) 内水面漁場・資源管理総合対策事業費 (2) 漁場環境保全対策等事業費 ア 漁場油濁被害対策費 イ 漁場環境改善推進事業費 ウ 北海道赤潮対策緊急支援事業費 漁場環境改善緊急対策事業費
(4) さけ・ます漁業協力事業費補助金	さけ・ます漁業協力事業費
2 漁業経営安定対策事業 (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金	1 水産金融総合対策事業費 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 2 漁協経営基盤強化対策支援事業費
(2) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	1 水産金融総合対策事業費 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費 (2) 漁業関係資金利子助成事業費 (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業費 <b>(4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費</b>
(3) 漁業経営安定対策事業費補助金	1 漁業経営安定対策推進指導費 (1) 水産業改良普及事業対策費 ア 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費 (ア) 経営体育成総合支援事業費 (イ) 福祉対策事業費 (ウ) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業費 a 漁船安全対策推進事業費 b 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費 (a) 船舶自動識別装置導入促進事業費 (b) ゼロエミッション漁船等技術調査事業費 (エ) 漁業担い手確保緊急支援事業費 (オ) 水産業労働力確保緊急支援事業費 a 人材確保支援事業費 b 遠洋漁業の船員対策事業費 (2) 水産業体質強化等推進事業費

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金交付申請書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

区 分	補 助 金	備 考
水産資源回復対策事業 漁業協定等実施費補助金 海洋水産資源開発費補助金 水産資源回復対策事業費補助金 さけ・ます漁業協力事業費補助金	円	
漁業経営安定対策事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 漁業経営安定対策事業費補助金	円	
漁村振興対策事業 漁村振興対策事業費補助金	円	
水産業強化対策事業 水産業強化対策推進交付金	円	
合 計		

- (注) 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。  
2 「事業の目的」、「事業の内容及び計画」、「経費の配分」及び「事業完了予定年月日」等については事業別様式により作成すること。  
3 添付書類については、公募により選定された民間団体等にあつては、課題提案書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（提案書提出時以降変更のない場合は省略できる。）  
なお、必要に応じて、添付された書類の他にも、積算根拠確認のための資料（例：見積書の写し）を提出させる場合がある。

2-1-(4) (水産金融総合対策事業のうち漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業)

第1 事業の目的

第2 事業の内容

漁業経営改善促進資金のうち借入金及び支払利息

(単位: %、円)

借入先	当初借入額	借入年月日	借入利率	上(下)期 期首 借入残高	上(下)期 期末 借入残高	上(下)期 平均 借入残高	期中発生 支払利息	国庫 補助金
				上期	上期	上期		
				下期	下期	下期		
計								

- (注) 1 上期とは、毎年4月1日から同年9月30日までの期間をいい、下期とは、同年10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。  
 2 期首とは、上期の期間に係るものについては毎年4月1日、下期の期間に係るものについては同年10月1日現在をいう。  
 3 期末とは、上期の期間に係るものについては毎年9月30日、下期の期間に係るものについては翌年3月31日現在をいう。  
 4 平均残高は、計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和(積数という。)を年間の日数で除した額(積数/365)を記入すること。

第3 経費の配分

(単位: 円)

区 分	補助事業に要する経費 〔又は補助事業に 要した経費〕	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
漁業経営維持安定資金利子補給等補助金				
漁業経営維持安定資金利子補給等補助金				
水産金融総合対策事業費				
漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費				
計				

- (注) 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。  
 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。  
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。  
 免税事業者  
 簡易課税制度の適用を受ける者  
 地方公共団体の一般会計  
 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることとが確実に見込まれるもの

第4 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

第5 添付資料

第3の経費の配分に記載された事項について、交付申請書の場合は積算の基礎を、実績報告書の場合は支出の内訳を作成し添付すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）  
で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、申請する。

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更（中止又は廃止）部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金遅延届出書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金事業遂行状況報告書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号 (及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号-〇変更通知) で補助金の交付決定 (及びその変更) の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱 (平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知) 第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業に要する経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		12月31日までに完了したのもの		〇月〇日までに完了予定のもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿  
官署支出官水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号 (及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号-〇変更通知) で交付決定 (及びその変更) の通知のあった、〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱 (平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知) 第17の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
(なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。)

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	補助事業 に要する 経 費	(A) 国 庫 補 助 金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)+ (C) 残 額		事業完了予定 年月日	備考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇日 迄(予定) 出来高	金 額	〇月〇日 迄 予 定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注 (1) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。  
注 (2) 農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日 (交付の決定の通知を受けた日から起算して15日)」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。



〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇 〇〇 殿  
官署支出官水産庁長官  
〇〇 〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号(及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号-〇変更通知)で交付決定(及びその変更)の通知のあった、〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱(平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第16第1項の規定に基づき、12月31日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、交付等要綱第17の規定に基づき、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
(なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。)

記

〇〇年12月31日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 12月31日現在の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残 額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄(予定)出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- 注 (1) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。  
 (2) また、契約書等関係書類を添付すること。  
 なお、既に、契約書等関係書類が提出され、変更がない場合には省略することができる。  
 (3) 本様式は、遂行状況報告を兼ねる場合に使用する。  
 (4) 農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日(交付の決定の通知を受けた日から起算して15日)」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金実績報告書  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿  
官署支出官水産庁長官  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号－〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業協定等実施費補助金〇〇〇〇〇円、海洋水産資源開発費補助金〇〇〇〇〇円、水産資源回復対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、さけ・ます漁業協力事業費補助金〇〇〇〇〇円、中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金〇〇〇〇〇〇円、漁業経営維持安定資金利子補給等補助金〇〇〇〇〇円、漁業経営安定対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、漁村振興対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、水産業強化対策推進交付金〇〇〇〇〇円（の合計〇〇〇〇〇円）を請求する。）

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 「事業の目的」、「事業の内容及び実績」、「経費の配分」及び「事業完了年月日」等については事業別様式により作成すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料（又は帳簿の写し及び支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官水産庁長官 〇〇〇〇 殿」及び本文中の「（また、併せて精算額として事業名〇〇〇円を請求する。）」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金年度終了実績報告書  
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣  
 〇〇〇〇 殿

所在地  
 団体名  
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年 月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助 金	(A)のうち 年度内支出 済額	概算払受 入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金国庫返納承認申請書  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号(及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知)をもって補助金の交付決定(及びその変更)の通知のあった事業について、下記のとおり国庫に返納したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱(平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知)第 21 第 4 項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 返納理由及び返納額

補助金の返納が生じた理由	返 納 金	備 考
	円	
合 計	円	

2. 添付書類

- (1) 返納が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類。
- (2) その他参考となる資料を添付すること。